

租税訴訟学会理事会 議事録

日 時： 平成 31 年 1 月 22 日（火） 19 時 00 分～20 時 00 分
場 所：
参加者： 朝倉洋子、大塚一郎、金子友裕、小林弘知、田口渉、土屋清人、長島弘、
守田啓一、山下清兵衛

敬称略

議 事： 1. 各部会・支部活動報告
2. 紀要第 12 号について
3. 民間税調

1 各部会・支部活動報告

(1) 研究提言部会報告【別紙 1】

・第 56 回研究報告会について

日 程：2019 年 4 月 2 日（火）18 時～20 時 30 分

場 所：東京税理士会館

テーマ：「売買途中で相続が開始した場合の相続財産とその評価」

講 師：守田啓一 先生

コメンテーター：岩下忠吾 先生

司 会：田口渉 先生

2 紀要第 12 号について【別紙 2】

(1) 進捗報告

募集結果の報告を行った。

日本税務会計学会や各支部などに執筆を依頼する案が出されたが、ページ数の関係で難しいのが現状である。

実務学会なので、事例を中心に論文を展開するなど、実務の指針となる論述とするよう、執筆者に要望することになった（立法論を完全に排除していいのかという疑問を呈する意見もあった）。

(2) 今後について

査読を行うと、ある種の主観性で判断される危険性がある。誰がやるかという問題もある。

今回は理事会メーリングリストで共有するが、次回からメーリングリストで会員全員から意見を募っても良いのではないかという意見が出された（その場合、募集の時点で告知する必要がある）。

研修会・研究会で一度報告したもの、全会員に配り意見を募ったもの、支部発表したものを掲載する案も出された。

3 民間税調

民間税調と租税訴訟学会が提携し、今年も研究会の開催を計画している。

次回理事会は、平成 31 年 2 月 15 日（金）19 時 00 分～、弁護士会館 1008 号会議室

次回議題：部会報告など

次回議案に対するご提案等は、下記総務企画部（Email / FAX）までお願い申し上げます。

租税訴訟学会総務企画部

FAX: 03-3586-3602

Email: info@sozei-soshou.jp

<http://sozei-soshou.jp/>

租税訴訟学会 研究提言部会 (平成31年1月22日)

作成：田口 渉

平成31年1月22日、午後6時30分より、弁護士会館1007号室において、下記のとおり、租税訴訟学会研究提言部会が行われた。

第一 出席者

朝倉洋子、土屋清人、守田啓一、田口渉

第二 議 事

1. 第56回研究報告会について

第56回研究報告会を下記のとおり予定しております。

(1) 日時：平成31年4月2日(火)

※予約は完了しております。(田口)

(2) 会場：東京税理士会館

(3) 研究発表テーマ：売主死亡の場合の相続財産(仮)

(4) 発表者：税理士 守田 啓一 氏

 コメンテーター：税理士 岩下 忠吾 氏

(5) 分担(敬称略)

当日の分担については、次のように予定しております。

①司会 田口

②受付・入会申込 事務局

③案内

・学会会員 総務部会

・弁護士会 東京三会を牛嶋、菅原。二弁税法研究会を山下副会長。

・税理士会 下記のとおり分担する。

・日本税務会計学会並びに東京税理士会広報を東京税理士会事務局。

・全国女性税理士連盟研究部 朝倉

2. 第57回研究報告会について

第57回研究報告会の日程・発表者等については、現在検討中です。(田口)

総務企画部

1. 研究会・支部報告

- (1) 開催予定
[第56回研究報告会]
日 程：平成30年4月（予定）
場 所：東京税理士会館
テーマ：所得税・相続税関連（予定）
講 師：守田啓一 先生
コメンテーター：岩下忠吾 先生
司 会：田口渉 先生

2. 紀要第12号について

- (1) 応募状況は【別紙A】の通りである。
(2) 本年度も他学会との提携として、日本税務会計学会等にも1, 2本投稿をお願いしたい。
①会員募集原稿、②特例依頼原稿、③日本税務会計学会、④守之会、⑤学会支部、⑥大淵会、⑦長島ゼミ、⑧金子ゼミ、⑨谷口ゼミ 等
(3) 査読規定について検討する。

3. 法人会員・名誉会員制度・準会員制度

- (1) 本学会の発展を企図し、本会の母体（日弁連税制委員会・日本税務会計学会）作りをなし、提携団体（タインズなど）と協力し、法人会員や名誉会員制度（会費免除）を設けたい。
(2) 準会員制度
非会員から様々な照会があり、また、租税事件サポートの依頼があるので、準会員として年会費を徴収したい。

4. 理事長

山本守之先生を理事長に推薦したい。

5. その他出版計画について

- (1) 志賀記念出版（『法的紛争処理の税務』改訂版）について
9月の理事会で、牛嶋理事から、年内の出版は難しいが、ある程度形はまとまってきている旨報告があった。
(2) 税務事例投稿論文について
査読プロセスを早急に作成する必要がある。金子先生と長島先生に、作成をお願いしたい。

6. 会員専用ページの更新について

- (1) 租税訴訟学会専門家検索
最終更新日が平成22年5月25日となっており、現時点での登録は20件に留まっている。検索結果も実名ではなくイニシャルの表示となっている。活用について議論していきたい。
(2) スレッド型掲示板の設置について
MLで投稿されている判例など、長いものは、議論がしやすいように掲示板での投稿を推奨する。

7. 理事・争訟部会副会長選任について

正式に菅原万里子先生に青木康國先生のご後任をお願いすることとなった。また、各理事派遣団体からも、副会長の推薦を受けたいと考えており、東京弁護士会からは、戸田智彦先生を菅原先生にご推薦いただいた。

(参考案)

【副会長】

日弁連税制委員会 (関戸・山本洋一郎)
東京弁護士会 (菅原) (戸田)
第一東京弁護士会 (牛嶋・小田)
第二東京弁護士会税法研究会 (大塚一郎) (井上康一)
東京税理士会 (鈴木雅博)
日本税務会計学会 (多田)
守之会 (山本守之)
東京地方税理士会 (長谷川博)
東京税理士会各支部
千葉税理士会 (秋葉)
租税法関係学会
タインズ (朝倉)

【専務理事】

秋葉・飯森・井上・大淵・金子・舘・土屋・長島・藤曲・三木 (義)

【常任理事】

秋葉・朝倉・飯森・井上・牛嶋・大塚 (一)・大塚 (正)・大淵・金子・小林 (弘)・田口・土屋・永石・長島・守田・山本・脇谷

【研究所】

長島・金子・三木・大淵・権田・阿部・木村・山下 (学)・酒井

8. 民間税調・民間通達・民間最高裁判所について

- (1) 民間税調 (代表三木義一先生) から協力要請があった。HP掲載のコメントの寄稿についても理事の先生方にはお願いしたい。
- (2) 個別事件の依頼を受け、争点について、学識や実務経験のある者に、民間通達を作成していただくシステムを構築したい。
会員の中から学識の高い方や実務経験の豊富な方を選出し、民間裁判官として民間判決書として鑑定意見書を作成してもらう。

9. 租税訴訟学会税法研究所と専門研究会活動

(1) 活動内容

既に設立されているが、以下の事業を行う理事会の諮問機関として活動させたい。

- ① 租税訴訟情報や過去研修のデータベースを構築する。
- ② 情報収集ネットワークを構築するため、インターネットで無料ネット会員を募集する。
- ③ 研究員制度を設置する。博士号取得の斡旋をする。
- ④ 専門登録をする。
- ⑤ 税務調査相談センターを設置する。
- ⑥ 法科大学院電子会議室を設置した。

(2) MLの活性化と専門研究会

メーリングリストで活発に発言していただける方に管理者をお願いしたい。

そのため、各研究会を募集し、その責任者を決めたい。責任者は、関係事項に関する質問に対し、必ず回答しなければならないとしたい。そして、そのQ&Aをデータベースに残し、良い議論があれば出版したい。また、当学会を活性化させる方法として、電子会議室を利用しインターネット上の専門部会を作っていきたい。インターネットを利用した会員募集を行っていきたい。

10. 租税公正基準制定委員会

紀要のみならず、研究員によって租税公正基準を作成し、公表する。民間税調と協力し、租税公正基準制定委員会を設置する。民間通達を作成し、公表してゆきたい。納税者からの要請に基づき、具体的事件について、公正な意見を公表する。

- ① 税務調査官の廃止
- ② 税務調査拒否と仕入税額控除の否認

11. 専門認定制度

- ① 会員の申請により、大学の博士課税入学を斡旋することを検討している（京都大学社会人コース参照）。
- ② 当学会として、専門研究会活動と並行して、10種類の専門認定をすることを計画したい（消費税・法人税・所得税・資産評価など）。

紀要第12号 執筆申込者一覧(申込順)

別紙A

No.	分類	名前	ふりがな	テーマ	簡単な内容	原稿提出状況
1		山口 敬三郎	やまぐち けいざぶろう	破産管財人の源泉徴収義務 (最判二小平成23年1月14日判決)	弁護士である破産管財人は、自らの報酬を支払う場合や破産債権である元従業員らの退職手当簿に対する配当をする場合、所得税の源泉徴収を要するか否かについて、否定説と肯定説に意見が分かれていた。本判決はこの問題について、最高裁として初めての判断を示したものである。	●
2		永島 公孝	ながしま きみたか	公益法人の源泉所得税	委員会手当を中心として	
3		安部 和彦	あんべ かずひこ	法人の申告情報開示の意義	情報・テクノロジーの進展に伴い、わが国でも法人課税の困難性という問題に直面する中で、法人のプライバシーに着目し、特に法人の申告情報の開示の意義とその問題点について、アメリカにおける取組みをも参考にしながら検討する。	
4		齋藤 滋	さいとう しげる	合法性原則と信義則の矛盾点	いわゆる贈与税年賦延納契約事件を手掛かりとして、合法性原則と信義則の矛盾点を明らかにし、この矛盾の解消にむけて、租税法律主義、タックス・コンプライアンスの視角から妥当な方策を考えるものです。過日「国税庁は11日、年末時点の住宅ローン残高の1%を所得税から差し引く住宅ローン減税を巡り、2013～16年で約1万4500人の誤った申告を見落とし、税金を過大に控除していたと発表した」(「住宅ローン 過大に減税」『読売新聞』2018年12月12日。)と報道されました。何事もなかったかのように、税務署は肅々と修正申告が必要な対象者に修正を求めることになると考えられますが、税法解釈の場面においても、その「税法解釈を納税者自身が誤ると加算税による制裁を受けるにもかかわらず、税務署等の職員が誤って回答した場合にはそれが違法といえる場合でも、納税者に生じた損失の回復は実現せず、かつ当該違法行為を行った税務署等の職員も国税当局側も何ら制裁(ペナルティ)は課せられない」(木山泰嗣「税務相談における法的問題」青山ローフォーラム5巻2号196頁(2017))という現実があると思います。おそらく、制度疲労をおこしているといつてよい現在の租税制度を改善し、官・民対等の新たな租税制度の構築を目指す必要があるという問題意識のもと、応募いたしたく存じます。	
5		萩原 岳	はぎわら がく	会社役員・同族会社間売買における貸家建付地の時価に関する考察	会社役員と同族会社間の売買における貸家建付地の時価について争われた勝訴事例(広島地裁平成18年11月30日、広島高裁平成20年4月16日判決)を考察し、財産評価基本通達における貸家建付地の評価方法について検証する。	
6		長谷川 記央	はせがわ のりお	工事等請負収入に係る帰属事業年度の問題 信義則	企業会計基準第29号が与える影響と従前の会計基準について(平成29年10月4日判決) 信義則について	
7		泉 絢也	いずみ じゅんや	特定外国子会社等の行う地域統括業務が措置法66条の6第3項にいう株式の保有に係る事業に含まれるとはいえないとされた事例(デンソー事件)	タックスヘイブン対策税制の適用の可否が争われたデンソー第1・第2事件判決(最判平成29年10月24日、名高判平成29年10月18日)の分析により、租税公正基準を抽出し、解説するもの	

紀要第12号 執筆申込者一覧(申込順)

別紙A

No.	分類	名前	ふりがな	テーマ	簡単な内容	原稿提出状況
8		弓削 忠史	ゆげ ただし	租税立法に関する基本的人権と司法のあり方等について	周知のように、大島訴訟最高裁大法廷判決及び、それに関連して、二重の基準の法理等で租税立法の定立に関しては、租税法を作るのは、立法府の問題であり、そして、租税立法は市民的自由の規制ではなく財産権の制限に関する立法に類するものである等と称されていることから、当該立法に関しては、合憲性の推定と、合理性の基準等の観点から判断されている。したがって、傾聴すべき所説として、国民主権の観点から、「税金は私たち国民が払い、私たち国民が使い道を決める」(三木義一「青山学院大学学長インタビュー」『週刊金曜日』2016年1077号20頁)と称される意義は、上記の観点を鑑みると、果たして実現できるのだろうか。それ故か、当該所説は、「戦後日本人は、税に対して歪んだ意識をうめこまれ、改善なきまま70年が経過してしまいました」(同上20頁)と称されているのは過言ではないと思える。したがって、高名な憲法学者であった、芦部信喜名誉教授が提起した。二重の基準の法理の下で、租税立法の問題を財産権の問題とすべきなのか、自由の問題を根本規範とする、当該所説を前提とする、二重の基準論等を再検討したうえで、あるべき根本規範に基づく、基本的人権のあり方によって、租税立法に関して、司法権等のあり方等を提起することにした。そして、僭越ですが、本テーマに関係する小論として、「税制研究」に数本、掲載しております。	
9		風岡 範哉	かざおか のりちか	固定資産税における土地評価の訴訟と争点の整理	固定資産税の土地評価に関する訴訟を検討します。標準宅地の選定は適正か、標準宅地の評価は適正か、各種補正率は適正かといった論点をあげ、違法評価が存在すること、いかに適正な評価を行うべきかを模索します。	
10		鈴木 茂夫	すずき しげお	黒字決算とするため自己加算した貸倒損失について更正の請求が認められた事例	黒字決算とするため自己加算した貸倒損失について、更正の請求が認められ、課税処分が全部取消しになった事例として、昭和63年9月21日(FO-2-781)の裁判事例について紹介したいと思います。本件は、新しくはありませんが、2018年10月25日発行のTAINSメールニュースに掲載されていた、非公開裁判の事例である。	
11		酒井 克彦	さかい かつひこ	収益経理要件と合意に基づく「取引」概念	平成30年度税制改正において、法人税法22条の2が創設され、「収益経理要件」が盛り込まれた。収益経理を要件とする場合、同法22条にいう「取引」概念をどのように理解すべきであろうか。旺文社ホールディング事件を批判的に再検討する。	
12		山下 清兵衛	やました せいべえ	ドイツの行政裁判所	ドイツの行政裁判所における非判決による事件紹介について報告する。	
				適正手続保障と税務調査	税務調査の諸段階に分けて、適正手続保障のあり方を分析する。	
				理由付記欠如による原告勝訴判決	行政処分の理由は、条文の指摘だけでは足りないことを判示したものを紹介する。	